

贈収賄禁止基本方針（腐敗防止行動方針）

1. 背景

近年、贈収賄・腐敗行為に関する法規制が国内外で強化され、摘発が厳格化されています。

弊団体では、役職員が関わる贈賄等の禁止など違反行為の防止に努めています。

2. 宣言および遵守事項

弊団体は、事業を遂行する国・地域に適用されうる贈収賄の禁止に関する法規制を遵守し、賄賂の授受を禁止するとともに、弊団体が関わる取引について正確な記録を保持することを改めて宣言します。

2.1 贈収賄の禁止

何人に対しても、直接・間接を問わず、賄賂の供与、申し出、約束をせず、また賄賂の受領もしないこと。

2.2 適切な承認手続と事後確認手続

公務員に対する支払については、適切な承認手続に即して行い、かつ適切な事後確認を実施すること。

2.3 贈収賄規制とコンプライアンスポリシーの理解と遵守

研修や掲示板等を通じ、贈収賄に関する法規制およびコンプライアンスポリシーを十分に理解、遵守し、また、遵守することを宣言する。

2.4 定期的な見直し・改善

定期的に贈収賄防止のためのポリシーおよび統制を見直し、必要に応じて改正・改善を実施すること。

2.5 速やかな報告

弊団体の役職員が、贈収賄規制や本方針に違反している疑いがある場合は、適時適切な処置を可能とするために、速やかに理事会に報告すること。